

東大阪市住工共生のまちづくり条例の一部の施行期日を定める規則

東大阪市住工共生のまちづくり条例（平成 2 5 年東大阪市条例第 5 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行期日は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日とする。